

1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

2 根拠となる法令の条項

令第7条第1項

3 改正の概要

規則第4条第1項第7号ニを改正し、特定事業者による取引時確認等が不要となる「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に専修学校に置かれる専攻科に対する授業料等の支払に係る取引を加えるもの。

4 施行期日

公布の日